

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H30年3月3日（竹ヶ島海域公園自然再生協議会（専門委員会及び協議会で業者から報告された資料 環境首都課）」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年4月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された「第20回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会」に係る部分と特定し、条例第8条第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行った。

平成30年4月19日、平成30年4月18日付公文書部分公開決定処分の一部を変更するため、条例第8条第1号に該当する部分を新たに非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年4月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月29日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認したため

2 審査請求の理由

県は、協議会で公表した（公文書）でありながら、顔を公開しないため。県の身勝手な判断は「枉法行為」改ざん行為と確認した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、貴重な観光資源でもある竹ヶ島海域公園内に生育するエダミドリイシサンゴをはじめ、生育環境の変化等により損なわれつつある対象地域の自然再生を推進するために、当時は、地元自治体の1つである海陽町が協議会事務局となり、①公募による個人及び団体若しくは法人で、対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、②地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者、③関係行政機関（国土交通省四国地方整備局、環境省中国四国地方環境事務所、徳島県、高知県、海陽町、東洋町）で構成する団体であり、徳島県からは県民環境部環境首都課長ほか委員となっていた。
- (2) この竹ヶ島海域公園自然再生協議会が開催する会議として、平成29年度は、平成30年3月3日に竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会が、その翌日に竹ヶ島海域公園自然再生協議会が開催された。
- (3) この竹ヶ島海域公園自然再生協議会の活動に対する支援として、実施機関（当時は、環境首都課扱い。）は、会議資料の作成等を含めて関連事業の業務委託を行っていた。
- (4) 審査請求人は、対象となる公文書として「H30年3月3日（竹ヶ島海域公園自然再生協議会（専門委員会及び協議会で業者から報告された資料 環境首都課）」の公開を求めており、実施機関は、本件請求に係る公文書を環境首都課において保有する「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された第20回竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会に係る部分と特定し、先に、条例第12条第1項の規定に基づき、条例第8条第2号に該当する「法人その他の団体に関する情報のうち、公にすることにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として竹ヶ島海域公園自然再生協議会の代表者の印影を非公開とするほかは、その全てを公開する公文書部分公開決定処分を行った。
- (5) ところが、翌日、(4)に記した処分で公開することとした情報中「写真のうち顔写真」が条例第8条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）」に該当することに気づいたため、同日、当該顔写真を非公開情報に追加すべく、先の処分の一部を変更する本件処分を行うこととした。

以上により、本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として「協議会で公表した（公文書）でありながら顔を公開しない為」と記しているが、特定することが可能な活動について撮影した写真中の「顔写真」については、特定の個人が識別される情報であるが、「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」は、事業目的の達成のために関係者間で情報共有を図ることを主たる目的とするものであって、不特定多数の者に販売したり、不特定多数の者の閲覧にそのまま供することを目的として作成されたものではなく、竹ヶ島海域公園自然再生協議会において各委員に配布するから

といて、条例第8条第1号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている個人情報には該当しないと判断した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年6月29日	諮問
令和6年8月30日 第3部会（第11回）	審議
同年 9月26日 第3部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、平成30年4月4日付で審査請求人が行った、平成30年に竹ヶ島海域公園自然再生協議会及び専門委員会で業者から報告された資料の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、「H29竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務成果報告書」のうち、平成30年3月3日に開催された第20回竹ヶ島海域自然再生協議会専門委員会に係る部分と特定し、平成30年4月18日に条例第8条第2号に基づき代表者の印影を非公開とする公文書部分公開決定処分を行い、平成30年4月19日に条例第8条第1号に該当する顔写真を新たに非公開とする本件処分を行っている。

2 本件処分における条例第8条第1号の該当性について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを個人の権利利益を保護する観点から非公開情報と定めている。

顔写真は、特定の個人を識別することができるものであれば非公開情報に該当すると考えられるが、当審査会において当該顔写真を確認したところ特定の個人を識別することができるものであったため、非公開情報に該当すると判断した。

以上により、実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	